

雇用関係各種助成金と取扱機関ガイド

富山労働局 職業安定部 (平成24年4月1日現在)

- ※ お問い合わせや利用の多い助成金を抜粋して掲載しています。
- ※ 助成内容、支給の要件等の一部を掲載しています。詳細については、お気軽にお問い合わせください。
- ※ 助成金は、併給の調整規定があります。(同一の事由により複数の助成は受けられません。)

雇用維持

<p>景気の変動、産業構造の変化に伴い事業活動の縮小を余儀なくされて休業・教育訓練・出向を行う場合</p>	<p>(大企業) 雇用調整助成金</p>	<p>※ 売上高又は生産量等に関する要件があります</p> <p>休業等 休業手当相当額の2/3(上限あり) 教育訓練は、訓練費として1人1日あたり4,000円(事業所外訓練)、2,000円(事業所内訓練)を加算 支給限度日数は原則3年間で300日</p> <p>出向 出向元で負担した賃金の2/3(上限あり)</p>	<p>最寄りのハローワーク 又は 富山労働局雇用調整助成金センター6F</p>
<p>常用労働者が300人以下の事業主が、定年の引上げや、定年の定め廃止又は希望者全員70歳以上までの継続雇用制度の導入を実施し、高齢者の雇用を維持する場合</p>	<p>(中小企業) 中小企業緊急雇用安定助成金 (暫定措置)</p>	<p>※ 売上高又は生産量等に関する要件があります</p> <p>休業等 休業手当相当額の4/5(上限あり) 教育訓練は、訓練費として1人1日あたり6,000円(事業所外訓練)、3,000円(事業所内訓練)を加算 支給限度日数は原則3年間で300日</p> <p>出向 出向元で負担した賃金の4/5(上限あり)</p>	
<p>高齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員が65歳以上又は70歳以上まで働くことのできる制度の導入に併せて、高齢者の職域の拡大や雇用管理制度の構築を行う事業について認定を受け、それらを実施した場合</p>	<p>改正 中小企業定年引上げ等奨励金</p>	<p>60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主 65歳以上又は70歳以上までの定年の引上げ、70歳以上までの定年の引上げ、定年の定め廃止、70歳以上までの希望者全員の継続雇用制度の導入を行った場合 また、65歳までの希望者全員の継続雇用制度の導入と併せて労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳までの継続雇用制度を導入した場合 支給額は、企業規模と内容に応じて20万円~120万円</p> <p>65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主 70歳以上の定年引上げをするか、定年の定め廃止、または70歳以上までの希望者全員の継続雇用制度の導入をした場合 支給額は、企業規模と内容に応じて20万円~80万円 ○高齢短時間制度を導入し、当該対象者が申請期間中に申し出た者がある事業主に対する加算額は、一律20万円</p>	<p>富山高齢・障害者雇用支援センター</p>
<p>高齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことのできる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れた場合</p>	<p>改正 高齢者職域拡大等助成金</p>	<p>新たに希望者全員が65歳まで又は70歳まで働ける制度を導入し、高齢者が働きやすい事業分野へ進出することや作業設備・環境・方法の改善及び高齢者の雇用管理制度の整備を実施した場合、それに要した経費の1/3で、最高額500万円(55歳以上の常用被保険者数に10万円(又は20万円)を乗じた額・その金額が500万円を超える場合は500万円まで)まで支給するもの</p>	
<p>雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業主となった場合</p>	<p>創設 高齢者労働移動受入企業助成金</p>	<p>有料職業紹介事業者や産業雇用安定センター等の無料職業紹介事業者のあっせん等により失業期間が1年未満であり受け入れた時点で65歳未満の定年予定の(もしくは受入事業主との労働契約を締結したのち元の事業所を定年で退職した)高齢者を受け入れた場合、その受け入れた日から6ヶ月経過のあと1年以内に申請した場合、対象被保険者の雇入れ1人につき70万円(短時間労働者の場合は1人につき40万円)を支給するもの</p>	

起業支援

<p>雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に雇用保険の適用事業主となった場合</p>	<p>自立就業支援助成金 (受給資格者創業支援助成金)</p>	<p>法人等の設立の日から3ヶ月の間に支払った費用の1/3(上限150万円) 設立の日から1年以内に2人以上雇い入れた場合 50万円を上限</p>	<p>最寄りのハローワーク 又は 富山労働局職業対策課</p>
--	--	---	---

再就職支援

再就職援助計画の認定が必要です

<p>再就職援助計画等の対象者に対し、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託・費用負担し、再就職を実現した場合</p>	<p>労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)</p>	<p>対象労働者に求職活動等のための休暇を1日以上付与し、その休暇日に通常支払う賃金の額以上を支払った場合 大企業 : なし 中小企業 : 再就職にかかる支援の委託に要した費用 再就職が実現したものに限り1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限1人あたり40万円、300人分を限度</p>	<p>最寄りのハローワーク 又は 富山労働局職業対策課</p>
---	--	---	---

障害者雇用の促進及び雇用の維持

障害者雇用の経験のない中小企業において、初めて身体・知的・精神障害者を雇入れた場合 ※ハローワークの紹介が必要です	障害者初回雇用奨励金 (障害者雇用ファースト・ステップ奨励金)	1人目の障害者を雇用する場合 100万円 ※障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業の事業主が対象
発達障害者を雇入れる場合 ※ハローワーク等の紹介が必要です	発達障害者雇用開発助成金	週の所定労働時間が30時間以上 大企業：助成期間は1年で助成額50万円 中小企業：助成期間は1年6ヶ月で助成額135万円 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 大企業：助成期間は1年で助成額30万円 中小企業：助成期間は1年6ヶ月で助成額90万円
難病のある方を雇入れる場合 ※ハローワーク等の紹介が必要です	難治性疾患患者雇用開発助成金	週の所定労働時間が30時間以上 大企業：助成期間は1年で助成額50万円 中小企業：助成期間は1年6ヶ月で助成額135万円 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 大企業：助成期間は1年で助成額30万円 中小企業：助成期間は1年6ヶ月で助成額90万円
週20時間以上の就業をめざす精神障害者等をステップアップ雇用として受け入れる場合 ※ハローワークの紹介が必要です	精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金	ハローワークに奨励金の対象となる求人を出し、ハローワークの紹介により、週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者を一定期間試用雇用した場合 1人あたり月額2万5千円(上限12ヶ月) グループ雇用奨励加算金：1グループにつき月額2万5千円(上限12ヶ月) 同時に複数の精神障害者等をステップアップ雇用し、支援担当者を選任した場合 ※同一の事業所において、グループのメンバーの勤務日及び勤務時間が一定以上重複していることが必要です
重度知的障害者又は精神障害者を雇入れ、職場支援従事者の配置を行う場合 ※障害者の雇入れについては、ハローワーク等の紹介が必要です	職場支援従事者配置助成金 (職場支援パートナー配置助成金)	週の所定労働時間が30時間以上 大企業：1人あたり月額3万円 助成期間は3年 中小企業：1人あたり月額4万円 助成期間は3年 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 大企業：1人あたり月額1万5千円 助成期間は3年 中小企業：1人あたり月額2万円 助成期間は3年
精神障害者の雇入れや退職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行う場合 ※障害者の雇入れについては、ハローワーク等の紹介が必要です	精神障害者雇用安定奨励金	精神保健福祉士等の専門家を新たに雇用又は委嘱した場合 雇用する場合 限度額 年180万円(短時間の場合は年120万円) 委嘱する場合 限度額 1回1万円(年24万円) 社内の従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修・修了させた場合 履修に要した費用の2/3 限度額50万円 従業員に精神障害者の支援に係る講習を受講させた場合 講習に要した費用の1/2 限度額1回5万円 年25万円 社内の精神障害者を他の精神障害者の相談担当者として配置した場合 配置した社内精神障害者1人あたり25万円
障害者に配慮した事業所の施設・設備を設置し、重度障害者等を多数雇入れた場合	重度障害者等多数雇用施設設置等助成金	重度身体障害者・知的障害者・精神障害者を15人以上雇用(うち新規雇用10人以上)し、対象労働者のための事業所施設・設備を設置するのに要した費用の一部を助成 助成率 2/3 限度額 1億円 ※事前の認定が必要です
障害者の雇用促進及び雇用の維持を図るため障害者の雇用にあたって施設・設備の整備等や雇用管理を行う事業主への、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金	障害者作業施設設置等助成金 障害者に配慮された作業施設・作業設備の整備等を行う事業主への助成金→費用の2/3 障害者福祉施設設置等助成金 障害者が利用できるよう配慮された福利厚生施設の整備等を行う事業主への助成金→費用の1/3等、他にも様々な制度があります	

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局職業対策課

富山高齢・障害者雇用支援センター

トライアル雇用

若年者、障害者、中高年齢者、母子家庭の母等をトライアル雇用として受入れる場合 ※ハローワークの紹介が必要です	試用雇用奨励金	ハローワークに奨励金の対象となる求人を出し、ハローワークの紹介により、職業経験等から就職が困難な者を一定期間試用雇用する場合 1人あたり月額最大4万円(上限3ヶ月) ※若年者(45歳未満) ※中高年齢者(45歳以上:雇用保険受給資格者又は雇用保険被保険者期間6ヶ月以上)
被災した新規学卒者(高校・大学等を卒業後3年以内の者)をトライアル雇用として受入れる場合 ※ハローワークの紹介が必要です	3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 (東日本大震災特別措置のみ平成25年3月末まで延長)	被災した卒業3年以内の既卒者に限定した震災特別専用求人を出し、ハローワークの紹介により、対象者を一定期間試用雇用し、その後正規雇用した場合 有期雇用期間:1人あたり月額 最大10万円(上限3ヶ月) 有期雇用終了後に正規雇用し、3ヶ月定着した場合:1人あたり60万円 ※卒業後1年以上正規雇用された経験がない3年以内既卒者(40歳未満:中学校卒以上) ※平成25年3月末までに紹介を受け、平成25年4月末までに雇入れた方

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局職業対策課

雇入れ

高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職が困難な方を継続して雇入れる場合

※ハローワーク等の紹介が必要です

特定求職者 雇用開発助成金

《特定就職困難者》 雇用開発助成金

「短時間」…週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等

大企業 : 助成期間は1年で助成額50万円
中小企業 : 助成期間は1年で助成額90万円

身体・知的障害者(重度障害者等を除く)

大企業 : 助成期間は1年で助成額50万円
中小企業 : 助成期間は1年6ヶ月で助成額135万円

重度障害者等(重度身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者)

大企業 : 助成期間は1年6ヶ月で助成額100万円
中小企業 : 助成期間は2年で助成額240万円

短時間の、高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等

大企業 : 助成期間は1年で助成額30万円
中小企業 : 助成期間は1年で助成額60万円

短時間の、障害者

大企業 : 助成期間は1年で助成額30万円
中小企業 : 助成期間は1年6ヶ月で助成額90万円

特定求職者 雇用開発助成金

《高齢者雇用》 開発特別奨励金

週の所定労働時間が30時間以上の65歳以上の者

大企業 : 助成期間は1年で助成額50万円
中小企業 : 助成期間は1年で助成額90万円

週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の65歳以上の者

大企業 : 助成期間は1年で助成額30万円
中小企業 : 助成期間は1年で助成額60万円

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を継続して雇入れる場合

※ハローワーク等の紹介が必要です

特定求職者 雇用開発助成金

《被災者》 雇用開発助成金

H23.5.2以降の雇入れ

週の所定労働時間が30時間以上

大企業 : 助成期間は1年で助成額50万円
中小企業 : 助成期間は1年で助成額90万円

週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

大企業 : 助成期間は1年で助成額30万円
中小企業 : 助成期間は1年で助成額60万円

被災した新規卒業者(大学等を卒業後3年以内の者)を正規雇用する場合

※ハローワークの紹介が必要です

3年以内既卒者 採用拡大奨励金

(東日本大震災特別措置のみ
平成25年3月末まで延長)

被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した震災特例専用求人を出し、正規雇用での雇入れをした場合
助成額:120万円(正規雇用から6ヶ月定着した場合、同一事業所に10回まで)
※卒業後1年以上正規雇用された経験がない3年以内既卒者(40歳未満・専修学校卒業以上)
※平成25年3月末までに紹介を受け、平成25年4末日までに雇入れた方

派遣先で派遣労働者を直接雇入れた場合

派遣労働者雇用 安定化特別奨励金

23年度までの時限措置
→27年度まで延長

①6ヶ月を超える期間継続して労働者派遣を受入れていた業務に
②派遣労働者を無期または6ヶ月以上の有期(更新有りの場合のみ)で
③契約期間が終了する前に労働契約を締結し
派遣労働者を直接雇入れる場合

期間の定めのない労働契約の場合

大企業 : 助成額50万円 中小企業 : 助成額100万円
奨励金は6ヶ月、1年6ヶ月、2年6ヶ月経過後の3回に分けて支給

6ヶ月以上の期間の定めのある労働契約の場合

大企業 : 助成額25万円 中小企業 : 助成額50万円
奨励金は6ヶ月、1年6ヶ月、2年6ヶ月経過後の3回に分けて支給

健康・環境分野等(成長分野等)に該当する事業への、新分野進出等(創業・異業種進出・分社化)を行う中小企業の事業主であって、雇用管理の改善計画を県知事に認定を受け、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を雇入れる場合

中小企業基盤 人材確保助成金

1人あたり140万円(上限1企業あたり5人)
専門的な知識・技術を有し、部下を指揮及び監督する業務に従事する者であって、係長相当職(雇入れ時点で部下が配置されていること)以上の者
また、基盤人材に年収350万円以上の賃金を支払い、250万円以上の設備投資を行った場合

特定の地域に限定される助成金

同意雇用開発促進地域及び過疎等雇用改善地域
当該地域の事業主が事業所の設置・整備を行うにあたって対象労働者を3人以上(創業の場合は2人以上)雇入れる場合

地域雇用開発助成金

《地域求職者》 雇用奨励金

設置・整備に要した費用(300万円以上の場合に限る)及び対象労働者の数に応じて1年毎に40万~900万円を3年間支給

積雪又は寒冷の度合いが特に高い地域のみ
季節的業務に就く者を通年雇用する場合

通年雇用奨励金

対象労働者1人あたり対象期間(1月~3月)に支払った賃金の初回は2/3(上限71万円)、2回目、3回目は1/2(上限54万円)を支給
※事業所外就業・一時的休業・業務転換・職業訓練・新分野進出等を行う場合の助成もありません

最寄りの
ハローワーク

又は
富山労働局
職業対策課

最寄りの
ハローワーク

又は
富山労働局
雇調調整
事業室

富山労働局
雇調調整
助成金
センター
5F

最寄りの
ハローワーク

又は
富山労働局
職業対策課